

のぞみ

2024年夏季号(7月1日発行)No. 42



NPO 法人 成年後見のぞみ会

〒178-0064

練馬区南大泉 4-29-35

代表 照山 忠利

電話 080-1700-1050

Email: info@kouken-nozomi.org

近時雑感

先日、今年度の年金支給額の改定通知がきました。昨年度に比べて2.66%の増額となっていました。年金額は賃金と物価の変動に合わせて改定されますが、賃金と物価の変動率があるまま適用されるわけではありません。年金制度の持続性を担保するため(少子高齢化と平均寿命の伸びで年金財政が破綻するのを防ぐため)、給付を抑制する措置がとられている(マクロ経済スライド)ので、最近の物価高からすれば物足りなさを感じます。



そんな中、毎日使ってきた洗濯機が異音を発生し故障してしまいました。酷使されてモーターがやられたようです。購入から8年半が経っていました。新機種への取り換えに10万円を要しました。1週間後、外出から帰宅して居間の電灯をつけたらピカピカ光って消えてしまいました。あわててスーパーで蛍光灯3本(6千円)を買ってきて付け替えてみましたがダメでした。結局台座(?)ごと替えねばならず5万円かかりました。町の電気店主の話では、最近の家電製品は10年もてばいい方で、それを過ぎたら部品もないのだとか。年金改定の細やかな朗報も臨時の予期せざる出費に消し飛んでしまいました。まだエアコンや冷蔵庫も残っているので電気屋の不気味なご託宣を思うと心穏やかではありません。

ところでわが国は今後、身寄りのない単身(一人暮らし)高齢者が急増すると予想されています。国立社会保障・人口問題研究所が4月に発表した将来推計が示しています。日本は「家族依存型福祉国家」と呼ばれるように、家族が福祉に関して大きな役割を果たしてきましたが、これからは身寄りのない高齢者は家族が提供してきた支援を受けられません。しかも単身高齢者に占める未婚者比率の急上昇も相俟って、高齢期に家族・親族等の頼れる身寄りがないことは誰にでも起こり得ます。識者はこれに備えて介護保険制度の拡充により、家族機能の要素を地域で提供できるようにすべきと提言しています。(藤森克彦日本福祉大教授)



私たち成年後見のぞみ会もこうした社会変化に対応して、単身高齢者問題に真剣に向き合わなくてはなりません。市民後見人としての立場から、いわゆる終活分野の活動の中に委任契約、任意後見契約、死後事務委任契約等に取り組む努力が求められることとなります。これは壊れた家電製品を取り換えるようなわけにはいきません。決意と覚悟が必要です。

(理事長 照山忠利)

総会報告

NPO 法人成年後見のぞみ会の第11回通常総会が、令和6年5月25日（土）午後1時から石神井公園区民交流センター消費者団体活動室で開催され、全議案を満場一致で可決しました。（出席正会員 12 名 照山忠利、佐藤賢治、岩渕裕子、吉浦茂樹、澤田麻由美、佐藤喜代子、小川肇、曳野賢一、永井薫、小池智子、高田興治、熊谷勝義 委任状出席者7名）

【総会の議案】

- 第1号議案 令和5年度事業報告について
- 第2号議案 同活動計算書について
- 第3号議案 令和6年度事業計画について
- 第4号議案 同活動予算について
- 第5号議案 その他



第1号議案では、6回目の開催となった『成年後見人講習会』『講演会』の事業が盛況裏に開催できたことが報告され、この二つの事業は当会の柱として今年度も実施することとしました。加えて、練馬区が行政施策として事業に取り組む方向にあり、関連のニーズが高まりを見せる『終活』事業を充実すべく、当会としても「任意後見」や「死後事務委任」、「相続・遺言」等の分野にも展開を図っていくことが確認されました。

* 総会の議案資料（事業報告、活動計算書等）は、成年後見のぞみ会のホームページ

<http://www.kouken-nozomi.org/> に掲載していますのでご覧ください。

（曳野 賢一）

2024年度 成年後見人講習会のご案内

昨年ご好評をいただいた『成年後見人講習会』を、今年も下記日程で行う予定です。

基礎：9/28（土）と 10/5（土） 応用：10/26（土）と 11/9（土）

場所：ココネリ（練馬区立区民・産業プラザ）3階 多目的室

受講料：前期・後期それぞれ 1,000 円、後期まで通算で 2,000 円

* 当会のホームページに申込みフォームがありますので、ご覧下さい。

◆ ホームページアドレス <http://www.kouken-nozomi.org/>

また、下記のご連絡先からのご案内・受付しています。

〒178-0064 練馬区南大泉 4-29-35 成年後見のぞみ会 照山忠利

TEL080-1700-1050 Eメール info@kouken-nozomi.org

定員 15 名
申込順
お早めに！

成年後見制度の見直しの方向性について

成年後見制度は高齢社会における大変重要な社会インフラです。今から24年前の2000年に、介護保険制度とともに高齢社会を支える車の両輪としてスタートしました。介護保険制度は当初の想定以上に大きく伸びましたが、成年後見制度の利用者数は期待されたほどには伸びていません。認知症高齢者が大幅に増加しているにもかかわらずです。これはなぜでしょうか。確かに有用な制度ではあるのですが、いざ利用しようとするとき使い勝手が一つよくないという声が聞かれます。

そこで政府は予めから有識者を集めて制度の改善につき検討を進めてきましたが、小泉法相は2024年2月法制審議会に成年後見制度の見直しを諮問しました。ここではその主要な論点の概要についてご紹介いたします。

主な検討テーマ	現状および課題	検討の方向
法定後見制度における <u>開始、終了に関するルール</u> の在り方	利用動機の課題（例えば遺産分割）が解決しても、 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。	一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みを検討
法定後見制度における <u>取消権、代理権に関するルール</u> の在り方	成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、 本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。	本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組みを検討
法定後見制度における <u>成年後見人等の交代に関するルール</u> の在り方	本人の状況変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、 本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。	本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けることができる仕組みを検討
任意後見制度における <u>適切な時機の監督人選任を確保する方策</u>	本人の判断能力が低下した後も 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされず、任意後見契約の効力が生じない。	任意後見受任者に任意後見監督人選任の申立てを義務付ける仕組みや申立権者の範囲の見直しを検討

このほかに「法定後見制度における類型（後見、保佐、補助）の見直し」、「成年後見人等の報酬の在り方」も検討すべきテーマとして挙げられています。

これらのテーマについて法制審議会が議論を重ねて答申、その後必要な手続きを経たうえで2026年度までに民法等関連法の改正を目指すことが目標とされています。

（照山 忠利）

練馬区権利擁護事業の最近の動向について

東京都では、「認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法律的に支援する成年後見制度の必要性が高まっている。本人を適切に支援するためには、支援ニーズを見落とさずに適切な成年後見制度の活用につなげることができる体制を整備する必要がある。また、単身高齢者等が元気なうちから将来の準備ができるよう、終活支援の総合的な相談窓口を設置し、任意後見などの必要とする制度等へつなげる取り組みなどを行う区市町村を支援する」（以上【「未来の東京」戦略 version up 2024】抜粋）という政策を公表しました。

これを受けて練馬区では、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」において、「令和6年度権利擁護支援事業の拡大について」を策定、発表しました。その主な内容を以下に紹介いたしますので、この機会にご確認をお願いいたします。

（1）終活関連事業の実施 【新規事業】

① 終活相談窓口の設置

- 練馬区社会福祉協議会権利擁護センターに終活相談窓口を設置し、関係機関、団体と連携しながら区民の方の終活に関する幅広い相談を受け付けます。

【相談窓口】 練馬区社会福祉協議会権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

電話番号 03-6914-7171

② エンディングノート活用支援事業の実施

- 区内終活支援団体（当のぞみ会も参加）との協働により、エンディングノートを作成し、区役所、練馬区社協や地域包括支援センター等で配布します。
- エンディングノートを有効に活用していただくため、書き方セミナーを開催予定。

【事業開始】 令和6年10月

（2）成年後見制度利用支援事業の拡大【充実】

費用負担能力や身寄りのない人でも成年後見制度を活用できるよう、申し立て経費や後見人等報酬費用の助成対象を拡大します。

① 成年後見制度利用申し立て経費の助成対象拡大

- 本人や親族等による申し立ても助成対象とします。
- 生活保護受給者だけでなく、住民税が非課税の方等も助成対象とします。

② 成年後見人等報酬費用の助成対象拡大

- 後見監督人、保佐監督人、補助監督人への報酬も助成対象とします。

【事業開始】 ①②とも 令和6年4月1日

（佐藤賢治）